

平成26年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京港中央防波堤外側地区岸壁(-16m)環境影響評価検討業務

本件は、下記の理由により三洋テクノマリン（株）と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港中央防波堤外側地区岸壁(-16m)の整備に際し、東京都環境影響評価条例で求められる評価書案を作成するとともに、環境影響評価を実施するための調査として、大気質、鳥類、水生生物等の現況を把握するものである。

本業務の履行にあたっては、当該事業が臨海部埋立地に整備されることから、臨海部特有の気象・海象を考慮した評価・検討が必要になるとともに、同時期に隣接区域でコンテナターミナルの整備が実施されていることから、これらの事業の複合影響を考慮する必要があるなど、非常に複雑な要因を加味した環境影響評価が必要となる。また、その事業特性及び地域特性を踏まえ最新の科学的知見に基づき解析・検討が必要なことから、環境影響評価に関する専門的かつ高度な知見及び実績が必要である。そのため、簡易公募に準じた総合評価型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「事業内容及び事業実施区域の特性を踏まえた予測・評価の留意点と対応策について」

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った三洋テクノマリン(株)を特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案についてヒアリングを行い総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第29条の3第4項により、三洋テクノマリン（株）と随意契約をするものである。

平成26年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京港環境影響評価検討業務

本件は、下記の理由により三洋テクノマリン（株）と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港臨港道路の整備（トンネル構造）に際し、東京都環境影響評価条例で求められる調査計画書及び評価書案の作成等を行うものである。

本業務の履行にあたっては、当該事業が臨海部埋立地に海底トンネルを整備するもので、一部区間が廃棄物埋立地盤に整備されるという他には類を見ない事例となるため、廃棄物の取扱いや土壌汚染に配慮した環境影響評価が必要である。また、その事業特性及び地域特性を踏まえ最新の科学的知見に基づき解析・検討が必要なことから、環境影響評価に関する専門的かつ高度な知見及び実績が必要である。そのため、簡易公募に準じた総合評価型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「臨海部の海底トンネル整備における予測・評価の留意点と対応策について」

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った三洋テクノマリン（株）を特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案についてヒアリングを行い総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第29条の3第4項により、三洋テクノマリン（株）と随意契約をするものである。

平成26年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京港10号地その2～中央防波堤外側地区臨港道路南北線施工法検討業務

本件は、下記の理由により(一財)港湾空港総合技術センターと随意契約致したい。

記

本業務は、東京港10号地その2と中央防波堤外側埋立地を結ぶ臨港道路南北線の整備にかかる最適な施工方法等の検討を行うものである。

本業務の検討対象である海底トンネルは重要な構造物であり、かつ実績の少ない事業である。さらに今回の検討箇所は、供用中のフェリーふ頭から第二航路を横断し、中央防波堤内側地区(廃棄物埋立処分場)を結ぶルート全線にわたる広範囲となるうえに、オリンピック開催前の供用を目指すため、それぞれの地域及び施設の利用形態等を詳細に調査し、施工性に優れ工程短縮を可能とする施工方法を検討する必要がある。そのため簡易公募型に準じたプロポーザル方式により、特定テーマ「施工工程の検討における工程短縮の着眼点」について技術提案を求めた。

提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った(一財)港湾空港総合技術センターを特定した。本業務の実施方針及び特定テーマに対する技術提案についてヒアリングを行い総合的に判断した結果、幅広く専門的な知識と豊富な経験を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、(一財)港湾空港総合技術センターと随意契約をするものである。

平成26年度

東京港湾事務所

随意契約理由書

(件名) 東京港中央防波堤外側地区における国際海上コンテナターミナル整備効果調査

本件は、下記の理由により、中央復建コンサルタンツ株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、現行の事業評価の手法に基づき、東京港中央防波堤外側地区(Y2・Y3)において実施する事業の整備効果を分析・評価するものである。

事業評価の実施に当たり、社会経済調査、港湾計画、物流・荷役や事業評価に関する多岐にわたる専門的な知識が必要であり、港湾整備事業評価を熟知している業者の協力を得ることにより、より適切な費用対効果分析を実施することができるものと考え、簡易公募型プロポーザル方式によって技術提案書の提出を求めたところである。その結果、最も優れた提案を行った中央復建コンサルタンツ株式会社を特定した。

よって、会計法第29条の3第4項により、中央復建コンサルタンツ株式会社と随意契約することとする。

平成26年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京港中央防波堤外側地区航路・泊地(-16m)他船舶航行安全対策業務

本件は、下記の理由により(公社)東京湾海難防止協会と随意契約致したい。

記

本業務は、国際海上コンテナターミナル整備事業及び東京港10号地その2~中央防波堤外側地区臨港道路整備事業に伴う海上工事において、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び航行船舶の安全確保のために必要な対策について、学識経験者、海事関係者及び関係官公庁等で構成する委員会を設置し、検討するものである。

本業務の履行にあたっては、海難防止に関する専門的な知見並びに東京港における船舶の航行管制及び航行実態に精通し、海上工事に伴う一般船舶の航行安全や海難防止等に関する高度な技術力を有していることが必要である。そのため、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「供用中の航路近傍で工事を実施する場合の航行船舶に対する安全対策の留意点」

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った公益社団法人東京湾海難防止協会を特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案についてヒアリングを行い総合的に判断した結果、本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第29条の3第4項により、公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約をするものである。

平成 26 年度

東京港湾

随意契約理由書

(件名) 東京港臨海道路Ⅱ期整備事業景観検討業務

本件は、下記の理由により、三井共同建設コンサルタント株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港臨海道路Ⅱ期整備事業において、景観整備方針に定めた具体的方針の実施の確認及び景観向上効果に関する検討を行い景観事後評価のための基礎資料を作成するものである。

基礎資料の作成に当たり、景観整備事後評価の手法に関して多岐にわたる専門的な知識が必要であり、港湾整備事業の景観評価を熟知している業者の協力を得ることにより、事業整備によって得られた景観向上効果をより適切に分析・評価することができるものと考え、簡易公募型プロポーザル方式によって技術提案書の提出を求めたところである。その結果、最も優れた提案を行った三井共同建設コンサルタント株式会社を特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、三井共同建設コンサルタント株式会社と随意契約することとする。

以上

平成26年度

東京港湾

随意契約理由書

(件 名) 東京港港湾業務艇棧橋使用料

本件は、下記理由により新木場二丁目地区建設業協議会と随意契約致したい。

記

本件は、当事務所が所有する港湾業務艇「江戸」を係船するため新木場二丁目地区建設業協議会所有の棧橋を使用し、その料金を支払うものである。

当該港湾業務艇を係船できる施設を探した結果、近隣においては新木場二丁目地区建設業協議会所有の棧橋以外に該当する施設がなかった。

よって会計法第29条の3第4項の規定により、新木場二丁目地区建設業協議会と随意契約をするものである。

平成 26 年度
随意契約理由書

件名 : 東京港貸付国有港湾施設点検調査

本業務は、下記の理由により、(株)ドラムエンジニアリングと随意契約したい。

記

東京港は、首都圏 4,000 万人の巨大な背後圏の市民生活を支える港であり、外貿コンテナ取扱個数が国内 1 位の我が国を代表する国際コンテナ物流港湾として日本経済を牽引している。

大井コンテナ埠頭は、水深 15 m、連続 7 バースの大水深岸壁を有し、東京港のコンテナ貨物の約半数を取扱い、東京港の中核を担っており、特に第 4 号、第 5 号及び第 6 号の 3 バースは、耐震強化岸壁で整備され、非常時においてもその機能を確保する必要がある重要なコンテナターミナルである。

本調査は、大井コンテナターミナルにおける国有港湾施設である第 4 号、第 5 号及び第 6 号 3 バースの岸壁部分を維持管理計画に基づき点検調査等を行う業務である。

” 本調査場所の岸壁は、東京港埠頭(株)に貸付を行っており、当該会社が岸壁背後のコンテナヤードと共にコンテナターミナルとして運営に関する業務を一体的に行っている場所である。

さらに、第 4 号、第 6 号バースにおいては隣接する 3 号及び 7 号バースとそれぞれ連続バースとして使用されており、2 バースが一体的に運営されている状態である。 ”

上記より、本調査の実施にあたっては、借受者の東京港埠頭(株)をはじめコンテナターミナル利用者の船社、港運会社の関係各者との連携を図り緻密な調整が必要となる。

” (株)ドラムエンジニアリングは、当該コンテナターミナルにおいて岸壁部分以外の全施設について、点検調査を行う契約を東京港埠頭(株)としており、同社と本調査を契約することによってコンテナターミナルとして一体的な調査となり、各者との連携が図られ安全・円滑に実施することができる。

よって、会計法 29 条の 3 の第 4 項の規定に基づき、(株)ドラムエンジニアリングと随意契約するものである。 ”

以上